

安曇野市都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化・緩和に関する条例

令和7年12月23日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）に関し、法第33条第3項の規定に基づき、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第25条第6号又は第7号の技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(技術的細目として定められた制限の強化)

第3条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化のうち、政令第25条第6号に係るものは、主として住宅（長屋及び共同住宅を除く。以下同じ。）の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、次に定めるところによる。

- (1) 設置すべき施設の種類を公園とする。
- (2) 設置すべき公園の1か所当たりの面積の最低限度を200平方メートルとする。
- (3) 設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度を5パーセントとする。

2 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化のうち、政令第25条第7号に係るものは、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度を5パーセントとする。

(技術的細目として定められた制限の緩和)

第4条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の緩和のうち、政令第25条第6号に係るものは、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、開発区域の面積の最低限度を0.5ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第32条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議（当該協議に先立って安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）第18条第2項

の開発事業の案が提出されているときは、同条第4項の助言を踏まえた協議。以下同じ。)を開始した法第30条第1項の規定による申請(法第35条の2第1項ただし書に規定する申請を含む。以下この項において「申請」という。)に係る技術的細目について適用し、施行日前に協議を開始した申請に係る技術的細目については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に受けた開発許可(同項の規定によりなお従前の例によることとされた技術的細目により施行日以後に受けた開発許可を含む。)について、施行日以後に協議があった場合の技術的細目については、なお従前の例による。